

平成20年10月24日

各位

八戸市財政部管財契約課

単品スライド条項の運用の拡充について

八戸市では、工事請負契約約款第25条第5項の規定（単品スライド条項）について、平成20年7月30日から「鋼材類」及び「燃料油」を対象に運用を図ってきたところですが、この2品目以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、下記のとおり同項の運用を拡充することとしました。

記

1. 適用対象資材の拡大

鋼材類及び燃料油以外の主要な工事材料についても、市と受注者間の個別協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な資材について、工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす場合（請負代金額の1%以上）には、単品スライド条項の適用対象材料とすることができることとする。

2. 適用日

平成20年10月24日

3. 運用方法

対象となる工事材料についての単品スライド条項の運用は、鋼材類・燃料油の運用基準の取り扱いに準じて行う。

4. 経過措置

工期末が適用日以降で平成21年1月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求は、残工期が2ヶ月未満であっても、工期内であれば平成20年11月30日まで請求できることとする。

（参考）従前からの考え方との比較

事項	H20.7.30 適用	今回の拡充
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	全国的なものでなくとも、地域的な価格上昇でも可能
対象となる品目	鋼材類、燃料油	左記以外にも、工事の総価に大きな影響を及ぼすもの
品目の指定	本市において指定	本市と受注者間の個別協議に基づく

【問い合わせ先】

八戸市財政部管財契約課 電話0178-43-2111 内線723、172